平成２４年（再イ）第９号
広島市南区宇品御幸１丁目12番50―311号
再生債務者　小池　淳教
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年４月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月４日まで
平成25年３月７日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第４号
岩手県遠野市東上組町１番25号
再生債務者　菊池　宏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月５日　盛岡地方裁判所遠野支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１００１１号
東京都町田市小山ヶ丘４―７―２―616
再生債務者　齋藤　光城
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月16日から平成25年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００１６号
東京都中央区日本橋人形町２―21―９―602
再生債務者　半澤　勝己
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月16日から平成25年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００６号
埼玉県狭山市大字東三ツ木175―９
再生債務者　佐藤　保夫
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月３日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月17日から平成25年５月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００９０号
東京都渋谷区南平台町15―１―1006
再生債務者　和智　貴志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月19日まで
平成25年３月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００９８号
神奈川県横浜市都筑区北山田２―４―25―307
再生債務者　有永　健二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月21日まで
平成25年３月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２２号
横浜市磯子区磯子２丁目３番31号
再生債務者　古屋　朋晃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月21日まで
平成25年３月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第３号
神奈川県厚木市上依知214番地６
再生債務者　馬場　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月28日まで
平成25年３月７日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再ロ）第５号
埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の17
再生債務者　鯨井　千彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月８日まで
平成25年３月６日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号
新潟県三条市塚野目４丁目８番25号　メイン・レジデンス201
再生債務者　坂上　　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月７日　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（再ロ）第１００９４号
千葉県船橋市宮本９―11―１―411
再生債務者　島田　智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第８号
青森市浪館前田４丁目34番30号
再生債務者　白取　律子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月７日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第６７号
大阪市天王寺区国分町６番７号
再生債務者　桐山　佳憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年五月一日であり、八社の株主総会の承認決議は平成二十五年二月二十両日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月七日
掲載頁　四十二頁（号外第四十五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月七日
掲載頁　四十二頁（号外第四十五号）
平成二十五年三月十五日
秋田市土崎港中央二丁目四番二五号
（甲）土崎タイヤ工業株式会社
代表取締役　斉藤　治夫
秋田市土崎港中央二丁目四番二五号
（乙）株式会社タイヤガーデン秋田
代表取締役　斉藤　治夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月二十八日
掲載頁　一二三頁（号外第三十九号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年三月十五日
東京都品川区東大井一丁目一九番一〇号
（甲）株式会社コーテック
代表取締役　古川　籠文
東京都品川区東大井一丁目一九番一〇号
（乙）有限会社トーキン
代表取締役　古川　保夫